

議 案 第 8 号

富士見市立市民総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市立市民総合体育館条例（平成17年条例第33号）の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定する。

平成31年2月19日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

利用料金の改定等を行うため、富士見市立市民総合体育館条例の一部を改正したい
ので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市立市民総合体育館条例の一部を改正する条例

富士見市立市民総合体育館条例（平成17年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「別表第1及び別表第2に定める」を削り、同条第2項中「前項の」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

「

別表第1中	個人利用 スポーツジム・スタジオ	3時間	400円	を
		1月	4,800円	
	サブアリーナ、柔道場、剣道場、弓道場	1回	200円	

」

「

個人利用	スポーツジム・スタジオ	2時間	300円	に改め、同表備
		3時間	400円	
		1月	4,000円	
	メインアリーナ、サブアリーナ、柔道場、剣道場、弓道場、多目的室1、多目的室2、多目的室3	2時間	200円	

」

考1を次のように改める。

1 この表における「2時間」の利用単位（スポーツジム・スタジオの利用に係る利用単位を除く。）の時間区分は、次のとおりとする。

「2時間」の利用単位の時間区分					
午前9時か	午前11時	午後1時	午後3時か	午後5時30	午後7時30

ら午前11 時まで	から午後1 時まで	から午後 3時まで	ら午後5時 まで	分から午後7 時30分まで	分から午後9 時30分まで
--------------	--------------	--------------	-------------	------------------	------------------

附 則

この条例は、平成31年5月21日から施行する。